

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	31	所管	文科	法人名	海洋研究開発機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要		海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等の業務を総合的に行う					
沿革		昭46.10 海洋科学技術センター → 平16.4 独立行政法人海洋研究開発機構					
中期目標期間		平成21年4月～平成25年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		6	6	6	6[ 0 ]( 1 )		
常勤役員数		5	5	5	5		
非常勤役員数		1	1	1	1		
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		955	998	1,013	1050[ 4 ]( 19 )		
うち間接部門		139	155	152	163		
うち事業部門		816	843	861	887		
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		187 ( 0 )	189 ( 0 )	215 ( 1 )	246 ( 1 )		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動向)		114.1 ( 117.1 )	114.5 ( 117.4 )	115.5 ( 117.5 )	— ( — )		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動向)		96.1 ( 99.2 )	96.9 ( 101.4 )	100.0 ( 105.5 )	— ( — )		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計(百万円)	39,687	43,099	47,397	36,294		
	うち運営費交付金	36,337	36,028	35,328	34,449		
	うち施設整備費補助金	450	3,946	8,773	1,027		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	1,686	1,996	2,419	818		
	うち委託費	1,215	1,128	877	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	東日本大震災復興(百万円)	—	—	5,907	—		
	うち運営費交付金	—	—	1,026	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	4,841	—		
	うち委託費	—	—	41	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	計	39,687	43,099	53,305	36,294		
支出額の推移(百万円)		45,704	49,318	61,548	40,209		
収入額の推移(百万円)		45,165	52,286	60,602	40,209		
国の財政支出/収入額(%)		88	82	88	90		
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計	109,970	うち流動資産	21,730			
	負債合計	56,409	純資産合計	53,561	うち利益剰余金	274	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	31	所管	文科	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	----	-----	----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度予算) (百万円)	収入額 (百万円) (平成24年度予算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
地球環境変動研究	①地球環境問題に対する海洋の役割の実態把握のため、熱帯域や北極海域等各海域において各種観測研究を実施する。また過去数十年にわたる長期的変動、年オーダーの短期的変動の2つの視点から海洋環境の変化の実態を把握するとともに、陸域に及ぶ水循環観測研究等全球的な気候変動の解明に資する研究を実施する。また、地球温暖化をはじめとする地球変動現象の解明と予測のため、洋-大気相互作用から生態系と気候変動との関わり等を各プロセス研究により解明するとともに、地球環境変動予測に係るモデル開発を行い、地球シミュレータ等を用いた数値実験を行う。 ② ○科学技術基本法（平成7年11月15日法律第130号） ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） III. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 2. グリーンイノベーションの推進 3. 重要課題達成のための施策の推進 iii) 社会インフラのグリーン化 III. 我が国が直面する重要課題への対応 (3) 地球規模の問題解決への貢献 i) 地球規模問題への対応促進 (4) 国家存立の基盤の保持 ii) 新フロンティア開拓のための科学技術基盤の構築 ○海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号） ○海洋基本計画（平成25年4月閣議決定） 第1部 海洋に関する施策についての基本方針 2. 本計画において重点的に推進すべき取組 (3) 海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開 海洋調査及び海洋モニタリングを戦略的に推進し、衛星から得られる情報の利用を含めて情報内容の充実を図る。 (6) その他重点的に推進すべき取組 イ. 気候変動がもたらす北極海の変化に対する取組 気候変動がもたらす北極海の状態の変化等を受けて、我が国としても、海上輸送の確保や海上交通の安全確保、研究・調査活動の推進、環境の保全、国際的な連携や協力の推進等、検討・対応すべき多岐にわたる課題が生じている。このため、今後、これら諸課題について、総合的かつ戦略的な取組を進める。 ○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定） 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 III. 世界に先駆けた次世代インフラの整備 3. 重点的取組 (2) 自然災害に対する強靱なインフラの実現	4,050	合計	4,050	(財) 日本海洋科学振興財団他7法人(按分により計上：28法人)	6
			国費	3,537		
			国費	11		
地球内部ダイナミクス研究	①日本列島周辺海域、西太平洋域を中心に、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変動等についての知見を蓄積するため、深海調査システム、海底地震計等により、地球内部から地殻表層に至る地球内部のダイナミクスに関する調査観測と実験、シミュレーション等を行う。 ② ○科学技術基本法（平成7年11月15日法律第130号） ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） III. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 (1) 安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現 i) 生活の安全性と利便性の向上 (4) 国家存立の基盤の保持 ii) 新フロンティア開拓のための科学技術基盤の構築 ○海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号） ○海洋基本計画（平成25年4月閣議決定） 第1部 海洋に関する施策についての基本方針 6. 海洋調査の推進 (1) 総合的な海洋調査の推進 イ. 海洋調査の着実な推進 海洋資源の開発、海洋権益の保全及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造等の調査を引き続き実施する。 プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地震変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、音波探査、津波地震性堆積物調査、を実施する。 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。 海洋及び地球並びにそれらに関連する分野の統合的な理解、解明など、新たな知のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため、観測、調査研究、解析等の研究開発を推進する。 ○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部） 5. 復興施策⑤今後の災害への備え (iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。 ○新たな地震調査研究の推進について（平成21年4月21日地震調査研究推進本部（平成24年9月6日改定）） 第3章 今後推進すべき地震調査研究 1. 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標 (1) 海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化 ○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定） (4) 災害にも強い次世代インフラの構築	1,859	合計	1,859	(公財) 高輝度光科学研究センター他3法人(按分により計上：28法人)	1
			国費	1,214		
			国費	4		
海洋・極限環境生物圏研究	①海洋中・深層や深海底・深海底地殻内等の様々な生物圏についてその進化と構造や、地球環境変動との相互作用の解明等に関する研究を実施するとともに、多様な海洋・地殻内生物に潜在する資源としての有用性を掘り起こし、産業への応用を目指した研究開発を行う。 ② ○科学技術基本法 ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） III. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 (4) 国家存立の基盤の保持 ii) 新フロンティア開拓のための科学技術基盤の構築 ○海洋基本法 ○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定） 第1部 海洋に関する施策についての基本方針 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 ウ. 海洋生態系の保全及び海洋生物資源の持続的利用に関する研究開発 海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進するとともに、海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。 増養殖に関する新たな生産技術等の研究開発、海洋生物を新たな有用資源として活用するための研究開発を推進し、新たな産業の創出に寄与する。 (2) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。 海洋及び地球並びにそれらに関連する分野の統合的な理解、解明など、新たな知のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため、観測、調査研究、解析等の研究開発を推進する。	1,219	合計	1,219	(公財) 日本分析センター他4法人(按分により計上：28法人)	3
			国費	904		
			国費	3		
			国費	312		



○事務・事業の構造等（平成25年度）

事業名	事業内容	事業費	事業費の内訳		法人別		
			国費	自己収入			
深海地球ドリリング計画推進	<p>①地球深部探査船「ちきゅう」を、統合国際深海掘削計画（IODP：平成15年10月開始）等の国際的枠組みの下運用することにより、地球環境変動や地震発生諸過程等の解明、地殻内生命の探求等を行い、地球科学、生命科学の発展に資することを目的とする深海地球ドリリング計画を推進する。</p> <p>②</p> <p>○科学技術基本法 ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 (5) 科学技術の共通基盤の充実、強化 ii) 共通の、基盤的な施設及び設備の高度化、ネットワーク化 ○海洋基本法 ○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定） 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 1. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3) 海洋に関する国際協力 我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用する統合国際深海掘削計画（IODP）に、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 ○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部） 5. 復興施策 ⑤今後の災害への備え (iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。地質や地殻変動等の複合的な調査。 ○新たな地震調査研究の推進について（平成21年4月21日地震調査研究推進本部（平成24年9月6日改定）） 第3章 今後推進すべき地震調査研究 1. 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標 (1) 海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化 ①総合的な調査観測研究 基本目標として、「M9クラスの超巨大地震の発生や海溝型地震の連動発生の可能性評価を含めた地震発生予測の精度向上」を設定する。 基本目標の達成に向けて、 ・ 深部掘削によるプレート境界面の地質試料採取・分析等を総合的に推進する。 東海・東南海・南海地震についての総合的な調査観測研究を推進する。 ○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定） 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 工程表 (4) 災害にも強い次世代インフラの構築</p>	12,830	12,830	0	(公社)日本アイソトープ協会他1法人(按分により計上：28法人)	5	
		合計	12,830	12,830	0		
		国費	11,301 35	11,301 35	0		
地球シミュレータ計画推進	<p>①地球変動予測のためのシミュレーションを効果的に推進するため、世界最高レベルの計算能力を有する「地球シミュレータ」を安定的かつ効率的に運用する。</p> <p>②</p> <p>○科学技術基本法 ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 (5) 科学技術の共通基盤の充実、強化 ii) 共通の、基盤的な施設及び設備の高度化、ネットワーク化 ○海洋基本法 ○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定） 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 国、独立行政法人等が有する船舶、有人・無人深海調査システム、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備や老朽化対策等を進める。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第Ⅱ. 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 研究開発法人・大学が所有する研究開発設備等の有効活用の促進 ○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (2) 大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化</p>	5,157	5,157	0	(公財)計算科学振興財団他3法人(按分により計上：28法人)	3	
		合計	5,157	5,157	0		
		国費	4,278 13	4,278 13	0		
自己収入	866	866	0				

NO.	31	所管	文科	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	----	-----	----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

科学技術に関する研究開発又は学術研究を行うもの等への施設・設備の供用	①研究船、深海調査システム、「地球シミュレータ」等の試験研究施設・設備を自ら使用するとともに、海洋科学技術をはじめとする科学技術および学術の推進のため外部の利用に供する。また地球深部探査船「ちきゅう」を国際運用に供するとともに、機構の業務や同計画の円滑な推進に支障がない範囲で、掘削技術を蓄積するため、外部機関からの要請に基づく掘削のために供用する。 ② ○科学技術基本法 ○科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 (5) 科学技術の共通基盤の充実、強化 ii) 共通の、基盤的な施設及び設備の高度化、ネットワーク化 ○海洋基本法 ○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定） 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 国、独立行政法人等が有する船舶、有人・無人深海調査システム、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備や老朽化対策等を進める。 研究機関、大学等が所有する船舶等の共同利用を推進するとともに、限られた研究基盤のより有効な活用方策について検討を進める。 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第Ⅱ. 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 ○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (2) 大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化	12,218	合計	12,218	(財) 中小企業衛生管理協会(按分により計上: 28法人)	1	
			国費	11,680			
			自己収入	373			
			運営費交付金 施設整備補助金 船舶建造費補助金	37			

※収入額、支出額について、共通経費等を按分して計上した

※公益法人への支出について、各事業に振り分け困難な支出は按分して計上した

※公益法人とは、国所管の特例民法法人、公益財団法人、公益社団法人とした。

※当機構ではセグメントごとの区分でのみ決算を行っており、事業ごとに決算額を算出することが困難なため、予算額を記載した。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
 <平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		東日本大震災復興特別会計	特別会計	特別会計
うち深海地球ドリリング計画推進	1,026	1,026		
うち海洋に関する基盤技術開発	4,882	4,882		
	5,907	5,907		

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	31	所管	文科	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	----	-----	----------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）



No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

<p><b>【政策体系の位置付】</b>                  海洋研究開発機構は、地球について海洋を中心とした一つのシステムとしてとらえ、我が国における海洋に係る総合的研究開発政策を実施する機関であり、以下の国の計画等に位置付けられた施策を実施している。                  ○海洋基本法に基づく海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）における、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策のうち、「海洋調査の推進」「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」「海洋資源の開発及び利用の促進」及び「海洋環境の保全等」並びに「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成21年3月経済産業省）」における「各省庁との連携並びに国と民間との役割分担等」等                  ○科学技術基本法に基づく第4期科学技術基本計画（平成23年8月29日閣議決定）における「グリーンイノベーションの推進」「重要課題達成のための施策の推進」「重要課題の達成に向けたシステム改革」等</p> <p><b>【成果】</b>                  地球温暖化を含む地球環境変動研究によるIPCC等への貢献、海溝型巨大地震のメカニズム解明に向けた研究や南海トラフの地震・津波を常時観測監視するために構築した「地震・津波観測監視システム（DONET）」の構築による地震及び津波の防災・減災への貢献、深海や海底下といった極限環境に生きる未知の生物からの有用物質探索や、生態系の保全に向けた深海の生態系解明等の研究、また、海底鉱物資源の成因等に係る研究並びに海底資源開発への協力等を実施しており、併せてこれらの研究に必要な技術開発及び船舶等のインフラ運用を総合的に行うことで、我が国の成長や国民の安全・安心の確保等に貢献している。                  さらに、機構の有する能力を活かして、国からの要請に応じた社会貢献（東日本大震災に係る海域モニタリング、護衛艦「あたご」衝突事故調査等）も実施している。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p><b>【メリット】</b>                  ・独法化により、予算が渡し切りの運営費交付金となり、以前より柔軟な資金運用が可能となった。                  ・理事長の裁量で組織の再編等が可能となり、事業に合わせた運営がやりやすくなった。</p> <p><b>【デメリット】</b>                  ・研究開発法人においても効率化に主眼が置かれており、研究開発成果の最大化を目指した制度設計が行われていない。たとえば、研究機器等の調達においては随意契約限度額以上のものが多く、その特殊性・専門性から受注可能業者が制限される場合が多いにも関わらず、一般競争入札の割合や一者応札率のみが議論され対応を求められるため、入札のための仕様書作成、入札を検討する業者からの質問対応等に研究者は多くの時間を割かれること、また、入札に時間を要することから迅速な調達が妨げられその間の研究が停滞する等の支障が生じている。                  ・5年の中期目標期間を超える繰越が極めて制限されているため、例えば船舶に搭載する大型の掘削装置のような長納期案件は中期目標期間最終年度には発注を行うことが出来ず、計画的な調達が阻害されている。                  ・研究開発の特性を考慮せず、人件費の一律削減や法人の長の報酬は事務次官の給与の範囲内とする等一律のルールが定められていることから、国際的に優秀な人材の確保の妨げになる可能性がある。                  ・多層的な評価が行われることから、主要なプロジェクトに従事する研究者はそれらの対応に多くの時間を割くことになっている。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	306	独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金に必要な経費
文部科学省	307	独立行政法人海洋研究開発機構施設整備に必要な経費
文部科学省	308	独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造に必要な経費
文部科学省	309	独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金
文部科学省	310	独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金に必要な経費（東日本大震災復興特別会計）

No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

### ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
清掃・警備・受付等	庁舎内の清掃、警備、受付業務等	107	(株)新東美装 他9社
バス・公用車運行	職員の通勤に必要なバスの運行、公用車の運転	34	京浜急行バス(株) 他1社
会計監査	会計監査業務	7	有限責任監査法人 トーマツ
健康診断	健康診断	7	医療法人社団 東京石心会
廃棄物処理等	廃棄物、廃液等の処理	9	(株)日本製鋼所 特機本部 他5社
電気・機械設備等運用、改修等	電気・機械設備の運用、ネットワーク機器等の更新等	75	国際ビルサービス(株) 他2社
電気・機械設備、事務用機器保守・点検等	電気設備、空調等設備、コピー機等の保守・点検	83	(株)日立ビルシステム 他8社
業務システムの開発、運用、改修等	機構内ネットワーク機器等の更新、業務システムの改修等	221	KDDI(株) 他5社
業務システムの保守・点検等	業務システムの保守・点検等	107	(株)エヌデーデー 他15社
業務支援	研修、研究施設設備運用、職員採用等の支援業務	128	(株)アドバンテッジリスクマネジメント 他11社
工事	庁舎、船舶等に係る工事、工事設計、監督業務等	1,017	五洋建設(株) 他31社
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
船舶運航、調査支援	船舶運航支援、海洋調査支援業務	20,921	日本マントル・クエスト(株) 他5社
研究機器等の開発、運用、改修等	海底地震計の運用・管理、潜水調査船の電池等整備、センサー整備等、研究機器等の開発、運用、改修、整備等	919	三菱重工業(株)船舶・海洋事業本部 他45社
地震・津波観測監視システムの開発	地震・津波観測監視システムの開発	5,877	日本電気(株)官公営業本部
研究機器等の保守・点検等	各種研究機器等の保守・点検等	235	(株)ユー・エス・イー 他38社
研究機器、部品等製造	船舶に搭載するレーダー等の機器、各種研究機器の部品等、特注品の製造	2,322	(株)東芝 電波応用推進部 他60社
研究開発のための分析・支援業務等	海洋観測等で取得したデータ処理、サンプル分析等の支援業務	1,872	(株)マリン・ワーク・ジャパン 他33社
研究開発に用いるソフトウェアの保守	研究開発に用いるソフトウェアの保守	53	三井造船(株)艦船・官公庁船・特機営業部 他6社
広報業務、制作物作成支援等業務	見学対応、広報イベント、制作物作成支援等業務	58	共立管財(株) 他7社
広報用展示物、配布物等製作	広報用展示物、配布物等製作	24	(有)フォトンクリエイト 他5社

※百万円以下の少額案件は除く。



No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○防災科学技術研究所と統合する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合については、第171回通常国会に「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」の一部として提出。衆議院において、与野党調整の結果、当該統合に関する関係条文が削除となり、他の部分についての法律は成立した。</p> <p>閣議決定が行われた平成19年当時と現在を比較すると、東日本大震災を契機とした海底を震源とする巨大地震に対する発生メカニズムの解明や、観測・研究体制の充実に対する要請、海底下の資源への関心の高まりなど、法人の活動に対する社会的要請が高まり、業容も拡大してきている。このような状況の中で、法人に課せられている業務の遂行に支障を来すことなく、さらに行政的効果を拡大させる法人の在り方については、改めて検討が必要であると考えている。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所及び海洋研究開発機構】</p> <p>○上記5法人については、以下の措置を実施するとともに、研究開発の特性に応じた制度が構築されることに併せて統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>閣議決定を受けて法人との調整を行いながら部内において、統合に向けた準備を開始した。しかし、広範かつ専門性の異なる様々な機能を内包する組織をどのようにガバナンスするかなど、困難な問題について成案を得る前に本年1月に閣議決定により凍結された。</p> <p>当該検討は、「類似性の高い業務については、同一の法人で実施する」（独立行政法人改革に関する分科会第2回会合資料より）という方針を所与の前提として行われ、結果として、閣議決定された統合法人は、巨大で幅広い専門分野とそれぞれの専門分野特有の異なった研究開発手法を同一の組織に内包することになり、このような巨大かつ多様な組織を適切にガバナンスすることを可能とするにはさらなる検討が必要である。また、並行して新たな研究開発法人制度の検討がされているが、当該制度に適合する組織のありようは明らかにされていない。このような状況においては、新研究開発法人制度の検討の進捗を見つつ改めて検討すべきものと考えている。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	(該当なし)
② 対応状況	(該当なし)

No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

新たな研究開発法人制度の検討が並行して行われているが、新たな研究開発法人が目的とするグローバルな競争環境の中で優位性を発揮するためには、科学技術イノベーション総合戦略（H25. 6. 7閣議決定）に示された制度創設や運用改善と、組織改革が相まって進められることが必要とされる。このため、文部科学省としては、新研究開発法人制度創設のための検討と並行して、我が国としての研究開発法人の組織のありようについて関係府省とも調整しつつ、一体となって検討を進めていきたいと考えている。

海洋研究開発機構は、我が国を代表する海洋に関する総合的研究開発機関として、海洋という特殊な環境での調査研究及び研究を実施するために必要な技術開発を併せて実施し、知見を蓄積してきた。また、我が国の研究者等に、海洋における調査研究活動を行うための基盤となる船舶等の施設・整備を提供してきた。今般、海溝型巨大地震に対する発生メカニズムの解明や観測・研究体制の充実に対する要請、海底下の資源への関心の高まりなど、海洋に関する知見の向上がますます重要になる中で、海洋立国の実現に向けて、海洋調査研究に関する最先端のノウハウ、技術、知見を有する研究開発機能を我が国において維持強化することは必要不可欠と考える。

No.	31	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

・「独立行政法人制度は・・・国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを実現する、という行政改革の理念を実現するために創設されたもの」とのことであるが、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性の高い研究開発業務については、効率化を目的とする独立行政法人制度は馴染まず、研究開発成果の最大化を目指した制度設計が行われる必要がある。そのためには、例えば、

- ・ 研究開発法人の特性を考慮した戦略的な調達を可能にする
  - ・ 長納期案件や政府の方針に則って迅速に進める必要のある課題等については、柔軟に中期目標期間を跨いだ繰越を認める
  - ・ 優秀な人材確保のために、人件費の一律的な管理をするのではなく、人件費も含めた資源配分は法人の裁量に任せ
  - ・ 研究者の評価に関する負担低減のために、評価制度の効率化を行う
- 等、現行の研究開発にはそぐわない制度の改善が図られることを期待する。

・ 以下の閣議決定においても研究開発法人について、科学技術イノベーションに適した環境創出、研究開発法人の機能強化、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設などが記述され、研究開発法人のイノベーション創出が大きく期待されていることから、着実に研究開発の特性をふまえた制度設計を進めることを期待する。

『科学技術イノベーション総合戦略』（H25.06.07 閣議決定）

『日本再興戦略（成長戦略）』（H25.06.14 閣議決定）

『経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）』（H25.06.14 閣議決定）

・ 研究開発法人においては、科学技術イノベーション創出の促進が期待されているところだが、イノベーションの創出には、予見不可能で長期間に渡る基盤的研究開発の強化も重要であることをふまえた制度設計の必要がある。また、評価の際も上記を考慮した指標の設定が必要である。